

技術者配置準備期間を設定した工事契約の試行について

技術者の効率的な配置を促進するため、監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者」という。)の配置を不要とする技術者配置準備期間の設定について、予定価格250万円を超える競争入札行う工事を対象として試行することとしますので、お知らせいたします。

1. 試行対象工事

予定価格250万円を超える競争入札を行う工事のうち、技術者配置準備期間を設定することを明記するもの

2. 技術者配置準備期間の定義

契約確定の日からあらかじめ指定する工事着手日の前日までをいう。期間については、工期の30%を超えず、かつ、4か月を超えない範囲内で設定する。

3. 試行に当たっての取扱い

(1) 工事希望申込時における配置予定技術者の条件

(2) 技術者配置準備期間中

ア 受注者は、監理技術者等の配置を要しない

イ 受注者は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材等の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

また、現場代理人の配置も要しない。

ウ 受注者は、契約確定の日から10日以内に配置予定技術者の工事实績情報システム(コリンズ)への登録を行うこと。登録する技術者の従事期間は、工事着手日から工期末までを登録するものとし、技術者配置準備期間を含まないことに留意する。

(3) 工事着手日以降

受注者は、監理技術者等を配置すること。

	← 契約確定日	→ 工事着手日
	← 契約期間	→
	技術者配置準備期間	工事着手日から工期末まで
監理技術者等の特定	要	要
監理技術者等の配置	不要	要
現場代理人の配置	不要	要
工事着手	不可	要

4. 手続等

工事着手日から監理技術者等を配置することが不可能となった場合は、契約確定日前は契約担当部署へ、契約確定後は工事担当部署へ、直ちに届出ること。

なお、契約確定後の技術者の変更については、その変更理由の可否について判断する。

5. 適用時期

令和3年4月1日以降、公表する案件を対象とする。

技術者配置準備期間を設定した工事契約の例

【通常の工事】 X工事に従事中は、技術者Aは、Y工事の入札に配置予定技術者として参加を希望できません。

履行中のX工事

技術者Aが専任の主任技術者として従事完了
6月25日

技術者Aが従事するX工事と、新規発注のY工事の工事期間が一時期（6月11日～6月25日）重複する。
そのため、Y工事の入札に配置予定技術者として参加希望できない。

重複する



新規発注のY工事

公表 → 契約決定
6月10日

工事着手
6月11日

完了
11月30日

【技術者配置準備期間を設定した工事】 … 通常の工事と異なり、工事着手日を別途指定します。

X工事に従事中であっても、技術者Aは、Y工事の入札に配置予定技術者として参加を希望できます。

履行中のX工事

技術者Aが専任の主任技術者として従事完了
6月25日

技術者Aが従事するX工事と、新規発注のY工事の工事期間が一時期（6月11日～6月25日）重複しない。
そのため、あらかじめ指定する工事着手日から工事が始まるY工事の入札に配置予定技術者として参加希望できる。

重複しない



新規発注のY工事

公表 → 契約決定
6月10日

技術者配置準備期間
6月11日～7月30日

工事着手
8月1日

完了
2月20日